

## 【記入例】

様式第1（第7条関係）

特定施設整備計画届出書  
(第1面)

市町村へ提出した年月日を記入。

年 月 日

愛知県知事殿  
(市長)

特定施設の新築等をしようとする者

氏名 愛知 太郎

押印は不要。

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、整備計画を届け出ます。

記

特定施設の新築等をしようとする者の概要

### 【1 特定施設の新築等をしようとする者】

- 【イ 氏名のフリガナ】 アイチ タロウ  
【ロ 氏名】 愛知 太郎  
【ハ 郵便番号】 460-8501  
【ニ 住所】 名古屋市中区三の丸 3-1-2  
【ホ 電話番号】 052-961-2111

### 【2 代理者の連絡先】

- 【イ 氏名のフリガナ】 ヒトマチセッケイジムショ ヒトマチ ユウサク  
【ロ 氏名】 人街設計事務所 人街 優作 (担当者名: 人街 優作)  
【ハ 郵便番号】 460-8501  
【ニ 住所】 名古屋市中区三の丸 3-1-2  
【ホ 電話番号】 052-961-2111  
【ヘ ファクシミリ番号】 052-961-2111

- (注意) 1 特定施設の新築等をしようとする者が2以上のときは、1欄は、代表となる特定施設の新築等をしようとする者について記入し、別紙に他の特定施設の新築等をしようとする者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。  
2 2欄は、代理者が法人の場合は、その名称及び担当者の氏名を記入してください。  
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※市町村受付欄	※建設事務所受付欄	※決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員	係員	

特定施設の概要

【3 特定施設の名称】

【イ 名称のフリガナ】ユニバーサルビルディング (ニシトウ)

【ロ 名称】ユニバーサルビルディング (西棟)

特定施設は、原則として、確認申請上の敷地と同一の敷地とすることを考慮し、特定施設の名称及び所在地を記入。

【4 特定施設の所在地】

【イ 郵便番号】460-8501

【ロ 所在地】名古屋市中区三の丸3丁目1-2、1-3、1-4の一部

地名地番を記入(確認申請と同一)。添付図面との相違がないことを確認。

【5 特定施設の種別】

【イ 該当条項 条例第11条第1項】

- 第1号
- 第2号 (小規模特定施設)
- 第3号 (公共交通機関の施設)

条例第11条の内、該当する条項をチェック。

【ロ 該当条項 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則 (以下「規則」という。) 第3条】

- 第1号イ 学校その他これに類するもの
- 第1号ロ 博物館、美術館又は図書館
- 第1号ハ 体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場
- 第1号ニ 病院、診療所、助産所又は施術所
- 第1号リ 社会福祉施設その他これに類するもの  
(具体的用途 特別養護老人ホーム、デイサービス)
- 第1号ヘ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (客席数 席)
- 第1号ト 公会堂又は集会場
- 第1号チ 展示場
- 第1号リ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 第1号ヌ 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの
- 第1号ル 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するもの
- 第1号ヲ 公衆浴場
- 第1号ワ ホテル又は旅館 (客室数 室)
- 第1号カ 火葬場
- 第2号 共同住宅 (規模:50戸超又は2,000㎡以上) (戸数 戸)
- 第3号 工場 (規模:2,000㎡以上)
- 第4号 国、県、市町村等の事務所
- 第5号 銀行その他の金融機関の事務所
- 第6号 事務所 (規模:2,000㎡以上) (第4号及び第5号の事務所を除く)
- 第7号 公衆便所
- 第8号 地下街その他これに類するもの
- 第9号 道路 (高速道路を除く。)
- 第10号 公園、緑地その他これらに類するもの (具体的種別 (面積 ㎡))
- 第11号 公共交通機関の施設
- 第12号、第13号 駐車場
- 第14号~第16号 一団地の住宅施設その他これに類するもの (根拠法律等)

規則第3条に該当するものにチェック。複合用途の場合は、該当する用途すべてをチェック。

客席数、客室数、住戸の数について該当する場合は記入。

公園、緑地、遊園地、動物園、植物園など具体的用途を記入。

複数の用途がある場合、すべてを記入。

【6 工事種別】

- 1 建築物の場合  新築  増築  改築  用途変更
- 2 その他の場合  新設  その他 ( )

新築が増築かは、原則として、建築基準法の考え方と同様、敷地単位で判断する。敷地内増築であれば、増築と記す。複数の工事があれば、該当する工事すべてをチェック。(例:増築と用途変更)

(注意) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。  
2 5欄及び6欄は、該当する□にレ印を付すとともに、必要な事項を記入してください。

**【7】口 ●EV**

玄関のある階以外の階の不特定多数または高齢者等が利用する部分の床面積(客室を含む)

「新築等の部分」とは、新築、増築、改築、用途変更をする部分のこと。

「その他の部分」とは、既設部分のこと。

(第3面)

【7】床面積の合計(建築物の場合) (新築等の部分) (その他の部分) (合計)

【イ】建築物全体 (5,000.00 m<sup>2</sup>) (4,500.00 m<sup>2</sup>) (9,500.00 m<sup>2</sup>)

複数の用途がある場合

- (用途1: デイサービス、面積 1,000 m<sup>2</sup>)
- (用途2: 特別養護老人ホーム、面積 3,000 m<sup>2</sup>)
- (用途3: 共同住宅、面積 1,000 m<sup>2</sup>)
- (用途4: 物品販売業を営む店舗、面積 1,500 m<sup>2</sup>)
- (用途5: 事務所、面積 3,000 m<sup>2</sup>)

店舗併用住宅は、店舗部分(特定施設)と住宅部分(非特定施設)をそれぞれ記入。

【ロ】直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計(規則第19条第1項第1号)

(3,000.00 m<sup>2</sup>) (500.00 m<sup>2</sup>) (3,500.00 m<sup>2</sup>)

【ハ】特定施設(当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物)の床面積の合計(規則第21条第1項の表及び第24条第1項第4号)

\*ただし、工場(規則第3条第3号)又は事務所(規則第3条第6号)は不特定多数の者が利用する床面積の合計

(4,000.00 m<sup>2</sup>) (2,000.00 m<sup>2</sup>) (6,000.00 m<sup>2</sup>)

建築物全体の床面積の合計が1,000 m<sup>2</sup>以下の場合には、記入省略できる。

【ニ】特定施設の床面積の合計(規則第24条第1項第1号)

\*ただし、工場(規則第3条第3号)又は事務所(規則第3条第6号)は不特定多数の者が利用する床面積の合計

(~~4,000.00~~ m<sup>2</sup>) (~~2,000.00~~ m<sup>2</sup>) (6,000.00 m<sup>2</sup>)

複数の棟がある場合、最も多い階数を記入。

【8】階数(建築物の場合) 新築等の部分: 5 その他の部分: 3

【9】不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数 200台

【10】工事着手予定年月日 平成26年 12月 10日

工事完了予定年月日 平成27年 10月 15日

職員専用駐車場や共同住宅の住人専用駐車場などは台数に含まない。車椅子利用者用駐車施設の台数ではない。

**【7】ハ**

●車いす使用者用便房

●視覚障害者利用円滑化経路

特定施設の部分を含む建築物全体の床面積(共同住宅部分を除く。工場・事務所部分については不特定多数が利用する部分に限る。)

**【7】ニ**

●注意喚起の誘導ブロック

特定施設の部分の床面積(共同住宅部分を除く。工場・事務所部分については不特定多数が利用する部分に限る。)

- 意) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。  
 2 7欄イの合計の欄の値が1,000 m<sup>2</sup>以下の場合には、7欄ロ、ハ及びニを省略することができます。  
 3 8及び9欄は、小規模特定施設の場合には、省略することができます。
- 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特定施設 イメージ

(新築等の部分)

(その他の部分)

